

-|--

真庭市奨学金には

奨学金返還金

減免制度



があります!



^{最大} 1/2

減免条件

卒業後 真庭市内に 一定期間居住 など

真庭市には、真庭市奨学金を対象として、 学校卒業後、一定期間真庭に居住するなどの条件 を満たした場合に返還金額の一部を免除する

奨学金返還金減免制度があります。

減免条件等をご確認いただき、是非ご活用ください。

申込先・お問い合わせ先 真庭市教育委員会 教育総務課 〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2 ☎ 0867-42-1085 kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp 詳しくは裏面 をチェック!



制度概要

真庭市奨学金は、若者の定住を促進するため、奨学生が学校卒業後に真庭市に居住し、条件を満たした場 合は、最大で返還額の2分の1が免除されます。対象となる方は申請をしてください。

減免対象者

平成22年3月以降の卒業者から

② 減免条件

以下の全てに当てはまる方

◆ 正規の就学期間において学校を卒業後、

様式はHPで

基礎期間において真庭市に居住し続けた場合

※基礎期間…真庭市に住所を有し最初に到来する4月1日を起算日とし、据置期間 に返還期間の2分の1を加えた期間

※減免申請まで引き続き真庭市に居住している必要があります。

- ◆ 基礎期間中に引き続き就業していること
- ◆ 返還すべき返還金総額の2分の1以上の返還が完了していること
- ◆ 返還すべき年度の奨学金を当該年度までに返還していること



◆ 市税等の滞納がないこと

③ 減免額について

免除対象となる返還金額は、次の計算式のとおりです。

「免除対象額】=「貸付総額〕 - 「減免申請時点の納付済み返還額〕

※既に納付済みの返還金は免除対象外です。返金はできませんのでご注意ください

④ 減免申請に 必要なもの

- · 真庭市奨学金減免申請書
- ・卒業証明書の写し
- ・居所証明書(勤務先の証明)
- 市税の完納証明書(税務課、各振興局地域振興課で発行)

貸付期間と返還期間、免除期間の関係

(基本例) 起算日(4/1) 校(3年) 基礎期間 貸付期間(3年) 4年真庭市居住(3年返還) 免除対象(3年) 据置 起算日(4/1) 学(4年) 基礎期間 •

免除対象(4年) 5年真庭市居住(4年返還) 貸付期間(4年) 据置

(例) 大学卒業後、市外へ転出し、1年半後に真庭市に転入した場合

起算日(4/1) 大 学(4年) 直庭へ転入▼ 基礎期間 貸付期間(4年) 免除対象(2年) 市外 5年真庭市居住(6年返還) 据置 2 8

(例) 返還4年目終了時点で減免条件を満たしたが、5年目の納付終了後に減免申請した場合

起質日(Δ/1)

大 学(4年)				▲ 基礎期間 — ●					▼申請			
貸付期間(4年)				6年真庭市居住(5年返還)						免除対象(3年)		
1	2	3	4	据置	1	2	3	4	5	6	7	8

※この場合、5年目返還分は返金できません。

(例) 返還1年目終了時点まで真庭市に居住した後市外転出し、1年後再び真庭市に転入して5年間真庭市に居住し、 返還8年目の1回目の納付日前に減免申請した場合

起算日(4/1) 市外転出▼ 基礎期間 大 学(4年) 貸付期間(4年) 真庭市居住 市外 5年真庭市在住 免除 8 ▲真庭市に転入(4/1までに転入) 7年返還